

海老名市公共建築工事積算要領の運用

第1編 総則

1 目的・適用

本運用は、「海老名市公共建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）に係る運用として定めたもので、適正な工事費の積算に資することを目的とする。

なお、これに定めがないものは、「公共建築工事積算基準等資料」（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課。以下「基準資料」という。）によることができる。

第2編 共通費

1 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）について

工期の月単位の換算については、「基準資料」第3編第2章2（1）イ（イ）①による。ただし、議会の議決に付す必要がある場合等、特別な事由のある場合はその期間を考慮した日数を減じて30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

2 現場管理費率の算定に用いるT（工期）について

工期の月単位の換算については、「基準資料」第3編第3章2（1）イ（イ）①による。ただし、議会の議決に付す必要がある場合等、特別な事由のある場合はその期間を考慮した日数を減じて30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

第3編 単価及び価格

1 採用単価の優先順位

採用単価の優先順位は次のとおりとする。

（1）市単価

（2）建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）の2誌平均単価

積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会発行）の2誌平均価格による複合単価

標準歩掛り等代価

- (3) カタログ価格等による複合単価
- (4) 見積、または見積による複合単価

2 物価資料の適用都市の取り扱いについて

適用都市の優先順位は第一位「横浜」（「関東」、「全国」含む）、第二位「東京」の順とする。

3 歩掛りについて

「基準資料」の第4編第1章3の他に「県土整備局建築工事参考歩掛り」（神奈川県県土整備局）も参考にする。ただし、これによりがたい場合は、その他の文献を採用する。

4 「その他」の率について

歩掛りの「その他」の率は、「公共建築工事標準単価積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の各表に記載されている率の中間値＋1％を標準とする。

第4編 特別事項

1 基準等の適用について

積算要領第4条から第10条に定める基準等及び本運用に定める基準等の適用年版は、「別紙－1 基準等の適用年版」による。

2 数値の取り扱いについて

工事内訳書の工事費及び単価の端数処理は、「基準資料」による。なお、詳細は、「別紙－2 R I B C 端数処理設定」による。

3 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税相当額を加えた額とする。

なお、設計変更における工事価格の端数処理は、1,000円未満切り捨てとする。

附 則

本運用は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

《平成25年 4 月 1 日・制定》

《平成26年 4 月 1 日・一部改正》

《平成27年 4 月 1 日・一部改正》

《平成29年 2 月 23日・一部改正》

《平成29年 4 月 1 日・一部改正》

《平成30年 4 月 1 日・一部改正》

《令和 3 年 4 月 1 日・一部改正》

《令和 4 年 4 月 1 日・一部改正》

《令和 6 年 1 月 1 日・一部改正》

別紙－1 基準等の適用年版

	「積算要領」第4条から第10条に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	平成28年 12月版
2	公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年 版
3	公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年 版
4	公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年 版
5	公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年 版
6	公共建築工事内訳書標準書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和5年 版
7	公共建築工事見積書標準書式 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年 版
8	公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年 度版
9	公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年 度版
10	公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会)	令和5年 度版
11	県土整備局解体工事積算基準(建物・工作物等) (神奈川県県土整備局)	平成22年 版

	「積算要領の運用」第1編1に定める基準等	適用年版
12	公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)	令和7年 版

令和7年4月1日から施行する。

